

IV ドイツにおける労働安全衛生を所管する行政機関及びドイツ法定災害保険の組織体制と活動状況について

1 総括的事項

ドイツでは、1884年の公的労災保険（「ライヒ保険法」による。）の制定以来、被雇用者の安全と健康に関する使用者（ないしは雇用者。以下この節では「使用者」という。）の責任は、原則的に確立されていたとされており、労働災害防止に関する法的根拠を有する監督行政や指導については、「営業法」に基づく各州の営業監督行政、ライヒ保険法（後述する1996年の公的労災保険の社会法典への編入を含む。以下同じ。）に基づく技術監督員による査察指導等が二元的に行われてきている。

また、後者に基づき、**Berufsgenossenschaften**（同業者労災保険組合；略称 **BG**）が制定する労働災害防止規程によるより具体的な安全衛生措置等が実施されているとともに、1974年12月から施行された「産業医、安全技師及びその他労働安全専門員に関する法律」によって、使用者による産業医及び労働安全専門員の任用、これらの者の任務、資格要件、専門知識を行使する際の独立性等が規定された。次に、1989年6月12日に出されたECの労働安全衛生に関する枠組指令（89/391/EEC）をドイツ法に転換するために制定された「1996年8月7日の労働保護に関するECの一般的ガイドライン及びその他の労働保護に関するガイドラインの実施に関する法律」中の第1款の「労働時の就業者の安全及び保健を改善するための労働保護措置の実施に関する法律（労働保護法）。以下「労働保護法」という。」の制定、施行によって、労働者の安全や健康を確保するための法体系が一層整備された。加えて、「1996年8月7日の公的労災保険を社会法典に編入するための法律（労災保険・編入法）」により、従来の「ライヒ保険法」による技術監督員による査察指導、労働災害防止規程の意義及び制定等が、社会法典第7巻公的労災保険にほぼそのまま引き継がれている。

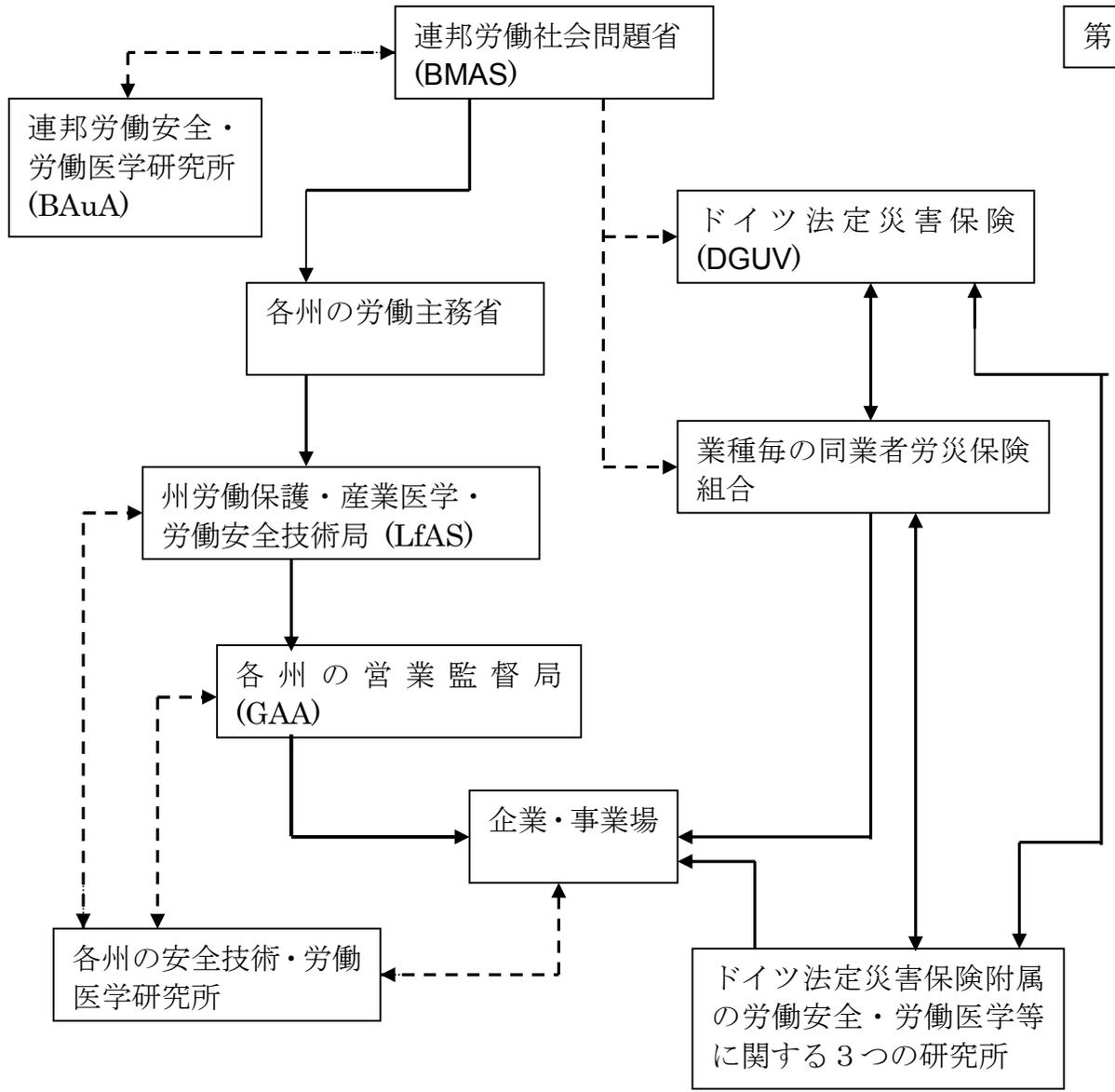
さらに、2008年にはBGを近代化するための法律が制定、施行されて、時代の経過に伴うドイツの産業構造の変化（製造業等の第2次産業からサービス業等の第3次産業への変化等）を踏まえて、それ以前には産業部門だけで35に達していた同業者労災保険組合（BG）を9に集約化する等の制度改正が行われ、また、2013年には労働保護法の一部が改正、施行された（後者については、後述する。）。また、ドイツでは、国家は法律で大枠を定めるが、その実際の実行は、各州、同業者労災保険組合等に委ねられるのが特徴である。

2 所管行政機関の体制と活動状況

(1) 労働安全衛生を所管する連邦政府、各州、ドイツ法定災害保険、同業者労災保険組合（BG）等による労働安全衛生を推進する体制の二元性

ドイツにおける労働安全衛生に関する保護対策は、前述したように2重構造になっている。即ち、一つは、ドイツ連邦政府（連邦労働社会問題省：Bundesministerium für Arbeit und Soziales、略称：BMAS）の安全衛生に関する法律や規則（EUの指令によるものを含む。）、これを管理監督する各州の労働主務省、労働保護・産業医学・労働安全技術局、安全技術・労働医学研究所、営業監督局と、他方は、ドイツ法定災害保険及びその傘下の同業者組合が制定する労働災害防止規程、これの履行を促す労働監督員による査察指導等である。上記の二元的関係を第2図に示した。

第2図 労働安全衛生を推進する体制の二元性



(2) ドイツ連邦政府労働社会問題省（BMAS）の労働安全衛生を所管する部局について

同省のウェブサイトに掲載されている英語版の組織図によれば、労働安全衛生を所管する部局は、次の表のとおりである。

名称	左欄の下部組織の名称	左欄の下部組織の名称	所管事項
Directorate-General III (第三総局)			Labour Law (労働法)、 Occupational Safety and Health (労働安全衛生)
	Directorate III b (第三総局 b)		Occupational Safety and Health (労働安全衛生)
		Division III b 1	Health and Safety Legislation, (健康及び安全法制) Occupational Medicine (労働医学) Prevention under Social Code VII (社会法典第Ⅶ巻に基づく予防活動)
		Division III b 2	Basic Issues of Occupational Safety and Health (労働安全衛生に関する基本問題) Technical Supervision of the FIOSH (連邦労働安全衛生研究所の技術的監督)
		Division III b 3	Hazardous Substances, (危険有害物質) Chemical Safety, (化学安全) Biotechnology and Genetic Engineering, Industrial Safety and Security of Installations (バイオテクノロジー及び遺伝工学、産業安全及び施設の安全保障)
		Division III b 4	Workplaces (作業場)、 Physical Agents (物理的因子)、 Co-ordination of Occupational Safety and Health Committees (労働安全衛生委員会の調整)
		Division III b 5	Safety of Equipment and Products (設備及び製品の安全)

作成者注：上記の表のほか、「Directorate III a」があって、労働安全衛生以外の雇用、労働時間、最低賃金、国際労働法等に関する労働法の分野を所管している。

(3) ドイツ法定災害保険、同業者労災保険組合（BG）等による労働災害防止活動

ドイツ法定災害保険及びその傘下の同業者労災保険組合は、労働時の就業者の安全及び保健を改善するための労働保護措置の実施に関する法律（労働保護法；略称：ArbSchG）その他の関係法令に基づき、後述するように、例えば「その予防的任務の枠内において安全及び保健の確保に関する任務も履行する場合は、専ら自律的な権限の枠内で活動するものとする。」

（労働保護法第 21 条【管轄行政庁、法律上の災害保険担当機関との協力】別記参照）とされていることに見られるとおり、労働災害の予防に関する活動を自律的に行っている。これらの活動の一環として、第 11 表に予防活動に要した費用を、第 12 表に予防部門の活動に従事している労働監督官その他の要員の数を、第 13 表に 2015 年における産業部門ごとの予防活動件数を、それぞれ示した。（資料出所：いずれも、「ドイツ法定災害保険統計:水準と長期的傾向 2015（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung（略称 DGUV）STATISTICS 2013；Figures and Long term trend）」中の表から、2011 年から 2015 年までの統計数字を抜粋した。）

第 11 表 予防に要した費用（単位：1,000 ユーロ）

年	合計	内訳			
		災害の予防のための規制、出版など	予防のための人件費及び用具	労働安全衛生のためのサービス及び救急措置	訓練
2011	948,225	2,703	557,192	98,386	123,211
2012	1,013,342	2,264	587,129	102,892	121,803
2013	1,037,824	1,921	604,426	111,610	128,326
2014	1,083,191	1,817	624,137	119,076	133,496
2015	1,122,624	1,975	632,102	131,527	138,232

脚注；原典表 39 から抜粋した。

第 12 表 2015 年現在の予防部門の要員の数

区分	労働監督員	その分野におけるその他の 予防専門家	産業医、科学的 専門家	管理部門従事 者	合計
産業部門の法定災害保険 の合計	1,836	466	643	1,423	4,368
101 原材料及び化学工 業 BG	141	38	79	227	485
102 木製品及び金属産 業 BG	455	203	73	392	1,123
103 エネルギー、繊維 製品、電機及びメディア 製品 BG	206	77	106	90	479
104 建設産業 BG	414	23	140	165	742
105 食糧品及び仕出し 業 BG	119	20	76	124	339
106 商業及び流通産業 BG	155	34	35	93	317
107 運輸産業 BG	92	8	30	49	179
108 管理運営プロフェ ッショナル BG	159	8	46	190	403
109 健康及び福祉サー ビス業 BG	95	55	58	93	301
公務員部門	430	13	39	186	668
合計	2,266	479	682	1,609	5,036

脚注；原典表 40 から抜粋した。

第 13 表 2015 年における予防部門の特定の活動

	監督された企業又は教育機関の数	企業又は教育機関における監督件数	指摘された欠陥の数	調査された災害の数
産業部門の法定災害保険の合計	220,432	489,067	948,490	33,680
101 原材料及び化学工業 BG	9,408	11,642	14,546	6,693
102 木製品及び金属産業 BG	63,180	96,516	106,559	6,693
103 エネルギー、繊維製品、電機及びメデイア製品 BG	23,985	40,461	21,577	3,936
104 建設産業 BG	45,175	222,313	603,042	3,044
105 食糧品及び仕出し業 BG	21,619	24,838	85,621	5,199
106 商業及び流通産業 BG	30,776	58,174	80,248	9,525
107 運輸産業 BG	11,904	12,312	14,765	592
108 管理運営プロフェッショナル BG	5,161	14,912	10,753	1,530
109 健康及び福祉サービス業 BG	7,718	7,718	9,632	788
公務員部門	4,441	10,002	29,395	2,314
合計	224,873	499,069	977,885	35,994

脚注；原典表 41 から抜粋した。